

とちぎ福祉サービス第三者評価 推進機構ニュース

2016.12
第46号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
Tel. 028-622-7555 ホームページ <http://www.tfhs.jp>

平成28年度認証部会において、8か所の評価機関が認証されました

認証期間 H28.11.1~H29.10.31

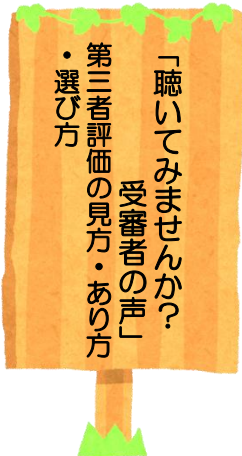
認証番号	評価機関名	住所	電話番号
と評機05-01	特定非営利活動法人 International Social Service Culture Center	〒329-2213 塩谷町大字熊ノ木1099-1	0287-45-0068
と評機05-02	株式会社 アールピーアイ栃木	〒320-0851 宇都宮市鶴田町1333-1	028-647-3166
と評機05-03	特定非営利活動法人 アスク	〒325-0074 那須塩原市松浦町118-189	0287-62-4310
と評機06-03	株式会社 大高商事	〒320-0075 宇都宮市宝木本町1474-5	028-665-1911
と評機08-01	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ (ナルク栃木福祉調査センター)	〒321-0162 宇都宮市大和2-12-27 小牧ビル3F	028-659-8498
と評機08-02	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ	028-600-1725
と評機12-01	社会福祉法人 蓬愛会	〒321-3303 芳賀郡芳賀町稲毛田1887-4	028-677-2811
と評機15-01	特定非営利活動法人ライフサポート樂樂	〒289-2516 千葉県旭市口1004-17	0479-63-5036

※評価対象サービスは、評価機関によって異なります。詳細は、当推進機構ホームページ【評価機関一覧】をご覧ください。(http://www.tfhs.jp/system/list_en.php)

平成28年11月1日（火）とちぎ福祉プラザ1階 多目的ホール

淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 山下興一郎氏の講義『福祉サービスの質の向上と評価活動』に続いて、パネルディスカッション『聴いてみませんか？受審者の声』～第三者評価の見方・あり方・選び方～を行いました。

パネリストには、平成27年度に第三者評価を受審した施設の方を迎え、それぞれの立場から受審への取り組み、評価結果の活用法などをお話しいただきました。



パネリスト ◆特別養護老人ホーム マイホームきよはら 特養部施設長 添田 和信氏
◆障害者支援施設 とちのみ学園 副施設長 横塚 直子氏
コーディネーター
淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授 山下 興一郎氏

◎受審のきっかけ…………… ・管理者として自信がなかったから。 ・質の向上への期待。
・自分たちの評価軸が適正なのか？

◎評価結果の活用法…………… ・定期的に外国からの実習生を受け入れてきたことを評価されたことが、人材不足の際、外国の方を雇用する後押しとなった。外国の方がたと共に仕事をしていくために、しっかりと育成・運営を行うこととし、施設の強みとした。

◎受審のきっかけ…………… ・利用者への支援の見直し。 ・補助金の新設。
・外部の視点から、事業所、職員自身の振り返りの機会。

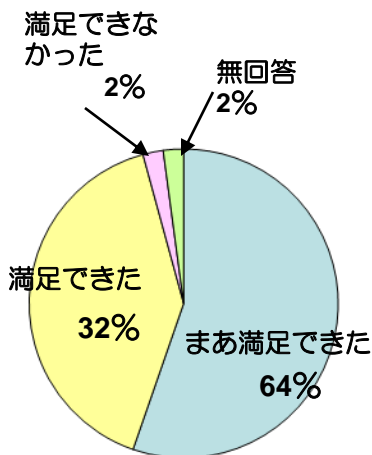
◎評価結果の活用法…………… ・改善が必要とされた事項の中で、いくつかの項目については再度アンケートを全職員に実施した。管理、運営等に関する事項や経営者、管理者側への要望や課題等については、運営委員会等で検討中。

福祉サービス第三者評価推進シンポジウムのアンケート集計結果

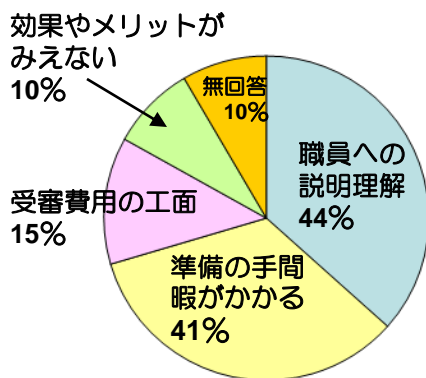
参加者の所属

高齢者施設	7名	行政	3名
障害者・児施設	18名	評価機関	7名
保育所	11名	一般その他	5名
社会的養護関係施設	2名	記載なし	6名

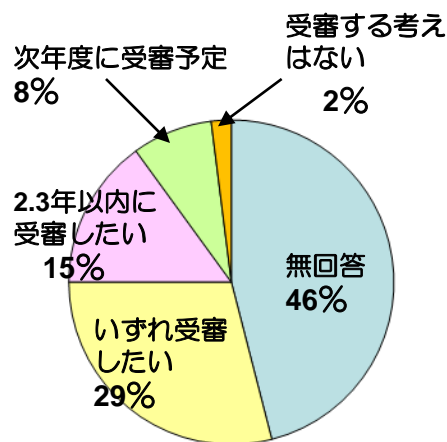
今回のシンポジウムの満足度



受審にあたって、最も苦慮すると思われる点



第三者評価を受審しようと思いますか？



〇ご意見・ご要望の欄からいくつかご紹介いたします。

- 具体的な事例があり、わかりやすく興味をもった。受審後の取り組みが興味深かった。
- 実際に受審した施設の方の声を聞くことはなかったので、よい機会となり参考になった。
- 受審される側の思いに興味深くうかがいました。評価者としての勉強不足を実感し責任を強く感じました。
- 2施設の前向きさと評価をより一層仕事に活かそうとする姿勢が素晴らしいと感じました。
- 講義やシンポジウムを通して、第三者評価のあり方について考えさせられた。
- 受審費用助成の継続化。
- 平成27～31年の5年間に第三者評価を受ける努力義務があることを知ってよかった（保育所）。
- 各事業所での取り組みが広がっていくことを期待しています。
- 研修に来る人だけでなく、事業所に来て必要性を全職員に話していただけるシステムがあると良いなと思いました。
- 受審件数が増えると、評価機関・評価者も増員する必要があるが、その体制・準備はできているのか。
- 第三者評価自体がまだ広く受け入れられていないことがあるかと思います。

★この他にも、多数貴重なご意見をいただきました。今後の参考にさせていただきます。
ご参加いただきましてありがとうございました。

平成28年度評価調査者養成研修を実施しました



【研修日程・内容】

① 9月2日(金)社協会議室

1. 第三者評価の理念と基本的な考え方
2. 第三者評価の全体像
3. 評価調査者の役割と倫理
4. 利用者の方法等について

② 9月6日(火)社協会議室

5. 第三者評価基準の理解と判断のポイント「障害分野」
6. 第三者評価基準の理解と判断のポイント「共通分野」
7. 第三者評価基準の理解と判断のポイント「高齢分野」

③ 9月12日(月)社協会議室

8. 第三者評価基準の理解と判断のポイント「保育分野」
9. 書面（事前）審査の着眼点
10. 訪問調査の着眼点

④ 9月21日(水)宝木保育園

11. 施設実習

⑤ 9月26日(月)社協会議室

12. 実習のまとめ

☆研修を修了した8名が新たに評価調査者として活動します。



評価結果を公表
しました

H 28. 7. 21

みなみ保育園

評価機関

株式会社大高商事



※詳細はホームページ、または
当推進機構事務局にて閲覧する
ことができます。

<http://www.tfhs.jp>

推進機構ニュース第46号 平成28年12月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6（社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内）

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail：info@tfhs.jp

★ホームページ：http://www.tfhs.jp

■第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せ下さい■